

## 令和5年度 ひきこもり等地域理解促進事業実施要領

### 1 目的

ひきこもり・不登校等の問題の解決に向けて、家族会、自助グループ又は支援団体等(以下「団体」という。)が企画する講演会・研修会等の事業について、神奈川県立青少年センター(以下「青少年センター」という。)が共催し、協働事業として実施することで、団体の自主的な取組みの活性化及びひきこもり等の問題への当事者の家族並びに地域の人々の理解促進を図ることを目的とする。

### 2 対象事業

対象事業は、次のとおり。

#### 区分① 家族会等地域団体活動促進事業

ひきこもり・不登校等困難を有する方やその家族の自助活動、また、その支援活動の促進につながるもの。

※地域住民の理解促進という当事業の目的に鑑み、団体の会員以外にも積極的に参加を促すこと。

#### 区分② ひきこもり等地域支援団体活動促進事業

ひきこもり・不登校等の問題についての地域住民への理解促進、県民への啓発につながるもの。

※団体の会員以外の参加がほとんど期待できない事業は対象外とする。

#### 区分③ ひきこもり等地域支援団体大学連携事業

主にその地域で活躍する若い世代へひきこもり等への理解を促進するために、その活動地域近隣の大学等を会場として、学生を主たる対象に実施する事業。

※会場については、共催決定後、センターとの協議の上、決めることとする。

### 3 対象団体

対象団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 神奈川県に所在し、県内を活動拠点とする当事者、家族又は支援者で構成される団体であること。
- (2) 協働事業終了後も継続的な活動が期待できること。
- (3) 営利を目的としない団体であり、政治・宗教活動が事業の内容に含まれないこと。

区分①については、家族会等、小規模な団体のみを対象とする。区分②③については、団体の規模にかかわらず、ひきこもり・不登校等の問題に取り組むすべての団体を対象とする。

### 4 協働事業の決定

青少年センターと団体との協働により実施する事業は、次の手続きにより決定する。

- (1) 青少年センターとの協働事業の実施を希望する団体は「ひきこもり等地域理解促進事業事業計画書(様式1)」及び「団体調書(様式2)」(以下「計画書等」という。)を、青少年センター館長(以下「館長」という。)に提出する。
- (2) 館長が別に定める期限までに計画書等の提出があったとき、館長は、別に定める「ひきこもり等地域理解促進事業検討委員会」(以下「検討委員会」という。)における審査を経て、予算の範囲内で対象事業を決定し、その結果を団体に通知する(様式3又は様式4)。
- (3) 選考された団体は、検討委員会における審査の結果を踏まえ、必要に応じて事業計画内容を修正し、「ひきこもり等地域理解促進事業共催依頼書(様式5)」(以下「依頼書」という。)を館長に提出する。
- (4) 館長が別に定める期限までに依頼書の提出があり、その内容が共催事業として適当であると認めた場合、館長は「ひきこもり等地域理解促進事業の共催決定について(様式6)」により通知する。

## 5 協働の条件

この要領により協働事業を決定する場合、次の条件を付するものとする。

- (1) 「神奈川県立青少年センター」との共催名義を使用し、明示すること。
- (2) 県機関窓口における広報用にチラシ類を100部以上、青少年センターに提供すること。※
- (3) 青少年センターホームページへの事業内容の掲載等、神奈川県のおこなう広報活動に協力すること。
- (4) 事業実施に伴う全ての業務は、事業区分③における会場の決定を除き、承認を受けたものが行うものとする。ただし、講師謝礼金の支出(原則として振り込みによる)業務は、青少年センターが行う。
- (5) 共催事業は、主催団体会員以外の県民の参加も可能なものとし、原則として参加費は無料とする。ただし、会場費・資料代等の実費負担はそのかぎりではない。
- (6) 青少年センター以外の機関、団体等と共催、協賛等の関係を結ぶ場合には、事前に青少年センターと協議すること。
- (7) 事業の実施にあたって関係機関に対し許認可等の手続きが必要な場合は、その一切の事務を行うこと。
- (8) 事業内容に大幅な変更が生じる場合は、青少年センターと協議を行い、必要に応じて「ひきこもり等地域理解促進事業内容変更申請書(様式7)」を提出すること。
- (9) 事業終了後、原則として14日以内に「ひきこもり等地域理解促進事業 実施報告書(様式10)」を提出すること。

※事業区分①の団体については、提供部数について、別途青少年センターと協議の上決定する。

## 6 決定の変更、取消し等

- (1) 館長は、5(8)の申請書を提出した団体に対して、その結果を団体に通知する。(様式8または様式9)
- (2) 館長は、共催事業として認めた者が次のいずれかに該当する場合は、共催の決定を取り消すことができる。

なお、取消しに伴う損失補償及び損害賠償の責任は負わないものとする。

ア 共催の条件に違反したとき。

イ 事業の目的を逸脱する行為又は事業内容に虚偽の申請があったとき。

## 7 その他

この要領に定めのない事項については、館長及び団体双方の協議により決定するものとする。